

## 自動車運転評価モデル事業の基本的な流れ

以下を満たす方が対象となります。

- 大阪府（堺市を除く）在住の方 【\*堺市にお住まいの方は、堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター（TEL:072-275-5019）にご相談下さい。】
- 高次脳機能障がいと診断されている方
- 大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性試験適性相談コーナー）にて、診断書（様式7 脳卒中等）の提出を求められている方
- てんかん発作が過去2年以内におこっていない方

\*その他にも、確認事項がございます。詳しくは、大阪府障がい者自立相談支援センターまで、お問合せ下さい。

### 【大阪府障がい者自立相談支援センター】

ステップ1  
面談と事業参加の申込み

事業概要の理解と同意書への本人・家族などの「署名」が必要です。



### 【大阪急性期・総合医療センター】

ステップ2  
リハビリテーション科外来受診

医師による「神経心理学的検査」の要否の判断を行います。



### 【大阪急性期・総合医療センター】

ステップ3  
神経心理学的検査の実施

神経心理学的検査の実施（1回約2時間30分を約2日間）検査の結果、「自動車学校での運転にあたり危険性が低い」と意見された場合、適性検査及び実車評価へと進みます。



### 【府内自動車学校】

ステップ4  
適性検査及び実車評価の実施

適性検査及び実車評価の後に、担当教官より運転再開「適当」か「不適当」の判断が行われます。また運転再開「不適当」の場合でも、「実車再評価」となる場合もあります。



### 【大阪急性期・総合医療センター】

ステップ5  
リハビリテーション科外来受診  
（医師診断書の作成）

門真または光明池運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー（要予約）にて入手した「医師診断書（様式7 脳卒中等）」を、リハビリテーション科外来で作成します。



### 【運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー】

医師診断書の提出と  
臨時適性検査の実施

運転免許試験場適性試験係適性相談コーナーに「医師診断書」を持参し、相談してください。